

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

夫婦が望む場合に結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入に関し、平成8年2月に国の法制審議会が答申を出してから四半世紀が経過した。平成30年3月の衆議院法務委員会において、法務省民事局長が夫婦同姓制を採用している国は日本以外にはない旨を答弁し、また昨年4月の同委員会において、法務大臣が仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも戸籍の機能や重要性は変わらない旨の答弁をしている。

さらに、昨年6月23日に示された最高裁判所決定では、夫婦の氏についての制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と示している。補足意見では「全国の地方議会から国または関係行政庁に対して、選択的夫婦別氏性の導入またはこれについての国会審議の促進を求める意見書が提出されている」と指摘した上で「事情の変化いかんによっては、憲法第24条に違反すると評価されるに至ることもあり得るものと考えられる」と言及した。

家族の在り方も多様化し、女性活躍を推進する時代において、社会の考え方や価値観も確実に変化してきている。これらを反映した世論の動向に鑑み、最高裁判所の判決の趣旨を踏まえつつ、国会及び政府の責務として制度の在り方を議論していかなくてはならない。

よって、名護市議会は選択的夫婦別姓制度の議論が社会に開かれた形で早期に行われるよう強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月29日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長